

第1回 富谷市総合計画審議会

◇日時 平成30年7月27日（金）
10:30～

◇場所 富谷市まちづくり産業交流プラザ3階
イベントスペース／セミナールーム

次 第

1 開 会

2 市長挨拶

3 議事

(1) 会長の選任及び会長職務代理者の指定について

(2) 富谷市地方創生総合戦略の平成29年度の取組内容の
評価・検証について

4 その他

5 閉 会

【視察】富谷市まちづくり産業交流プラザ（とみふら）

資料等

富谷市地方創生総合戦略取組状況について・・・・・・・・・・資料
富谷市まちづくり産業交流プラザ とみふら パンフレット

「住みたくなるまち日本一」を目指して
～ 100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ ～

■富谷市総合計画審議会委員

No.	氏名	役職
1	平岡政子	富谷市行政区長会会長（明石台第二）
2	富田智子	オフィス・シッチ代表
3	小松明巳	おんないん会会長
4	草間吉夫	東北福祉大学特任教授（元高萩市長）
5	佐々木久美子	宮城大学看護学部看護学科教授
6	佐藤由一	あさひな農業協同組合代表理事専務
7	大川明雄	くろかわ商工会会長
8	小山直樹	富谷中学校校長
9	増田恵美子	富谷市教育委員会委員
10	佐藤忠行	七十七銀行富谷支店長
11	石井光二	有限責任事業組合コムワーク・プロジェクト代表
12	田中志津	とみや国際スイーツ博覧会実行委員会委員長
13	草野昭徳	富谷市社会福祉協議会会長

（敬称略・順不同）

■富谷市

1	若生裕俊	市長
2	高橋義広	副市長
3	菅原義一	教育長
4	荒谷敏	経済産業部長

（事務局）

1	種市優	企画部長
2	松原誠	企画部企画政策課長兼地方創生推進室長
3	横田善和	企画部企画政策課長補佐
4	平岡浩一	企画部企画政策課長補佐
5	佐藤直生	企画部企画政策課主任主査

議事（1） 会長及び会長職務代理者の選任について

富谷市総合計画審議会の下記の委員について、富谷市総合計画審議会条例第3条の規定により、委員の選任及び指定を求める。

①会長

氏名	
----	--

②会長職務代理者の指定

氏名	
----	--

【参考】

◇富谷市総合計画審議会条例（抜粋）

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

議事（２） 富谷市地方創生総合戦略の平成２９年度の取組内容の評価・検証について

別紙 資料１にてご説明します。

【参考】

◇富谷市地方創生総合戦略（抜粋）

第１章 背景・目的

（３）計画期間と管理体制

計画期間は、平成２７年度から平成３１年度までの５年間とします。進行管理については、基本目標や具体的な施策に数値目標や重要業績評価指標（ＫＰＩ）を設定し、これを用いて達成度や事業の進捗状況を適宜、評価・検証を行います。なお、ＫＰＩ等の評価・検証については、産学官金言の各分野から構成される「富谷市総合計画審議会」で行い、それを議会に報告し、公表することとします。また、「富谷市総合計画審議会」の議論や議会の意見を経て、基本目標や具体的な施策の見直しや改善を図ります。

1 富谷市総合計画審議会について

【参考】

富谷市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市が定める総合計画に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、富谷市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 公共的団体の役員又は職員

3 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了する日までとする。ただし、当該審議が終了する前に委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その日までとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。